資料５

令和９年度技術士第二次試験の実施について（案）

令和８年　月　日
科学技術・学術審議会
技術士分科会試験部会

１．受験資格

技術士補となる資格を有し、次のいずれかに該当する者

⑴　技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が通算して次に定める期間（⑵の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年
②　総合技術監理部門　７年

⑵　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務を行う者(注１)の監督(注２)の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が技術士補となる資格を有した後通算して次に定める期間（⑴の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年
②　総合技術監理部門　７年

（注１）７年を超える業務経験を有し、かつ受験者を適切に監督することができる職務上の地位にある者。

（注２）受験者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、指導、助言その他適切な手段により行われるもの。

⑶　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が通算して次に定める期間を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　７年
②　総合技術監理部門　10年
（既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあっては７年）

なお、⑴～⑶のいずれにおいても学校教育法による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあっては、２年を限度として、当該期間からその在学した期間を減じた期間とする。

２．試験の方法

技術士第二次試験は、筆記試験及び口頭試験により行い、口頭試験は、筆記試験に合格した者について行う。

３．試験科目

⑴　試験は、21の技術部門について行う。

⑵　試験科目は、必須科目及び選択科目により行う。

⑶　既に総合技術監理部門を除くいずれかの技術部門の第二次試験に合格している者が、総合技術監理部門を既に合格している技術部門に対応する選択科目で受験する場合は、試験科目のうち選択科目を免除する。

４．試験の日時、試験地及び試験会場

⑴　筆記試験

期日

①　総合技術監理部門の必須科目

令和９年７月18日（日）

②　総合技術監理部門を除く技術部門及び総合技術監理部門の選択科目

令和９年７月19日（月）

時間　試験時間は、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場

次の都道府県において行い、試験会場は、６月中旬頃の官報に公告する。

北海道、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県。なお、試験会場については、同会が、受験者があらかじめ選択する試験地における会場を本人宛てに別途通知する。

⑵　口頭試験

期日　令和９年12月から令和10年１月までの間で、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する日

時間　試験時間については、同会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場

東京都　試験会場は、同会が受験者に別途通知する。

５．受験申込受付期間

⑴　郵送受付

令和９年４月１日（木）から４月15日（木）まで。

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会宛てに、書留郵便（４月15日（木）までの消印は有効。）で提出すること。

⑵　ＷＥＢ受付

令和９年４月１日（木）9:00から４月14日（水）17:00まで。

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会ホームページの技術士試験・登録ＷＥＢ申請窓口により提出すること。

６．受験申込書類

⑴　技術士第二次試験受験申込書（６ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5cm、横3.5cmの写真１枚を貼付）

⑵　実務経験証明書
⑶　上記１．⑵に掲げる要件に該当する者については、技術士法施行規則様式第２の２に定める監督者要件証明書及び第２の３に定める監督内容証明書を提出すること。
⑷　総合技術監理部門の選択科目の免除に該当する場合には、技術士第二次試験合格証の写し、技術士第二次試験合格証明書、技術士登録証の写し又は技術士登録証明書のうちいずれかを提出すること。

７．受験手数料　20,500円

８．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先
指定試験機関公益社団法人日本技術士会
〒105－0011　東京都港区芝公園３丁目５番８号　機械振興会館４階
電話番号　03－6432－4585
URL　https://www.engineer.or.jp/
申込書類は同会が指定する提出先宛てに提出すること。

９．受験申込書の取扱い
受験申込書を請求する者は、３月24日（水）から公益社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）又は九州（福岡市）の各地域本部等まで申し出ること。
なお、請求方法等の詳細については、公益社団法人日本技術士会ホームページを参照するか又は同会に直接問い合わせること。

10．受験申込書記載事項の変更
受験者は、公益社団法人日本技術士会において受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地又は現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を同会へ届けること。

11．合格発表
筆記試験については、令和９年11月に合否を通知する。
また、口頭試験については、令和10年３月に試験に合格した者の氏名を技術士第二次試験合格者として公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。
筆記試験及び口頭試験の合格発表後、公益社団法人日本技術士会は、受験者に成績を通知する。

12．正答の公表
筆記試験終了後、公益社団法人日本技術士会は、速やかに択一問題（総合技術監理部門必須科目）の正答を公表する。